

介護職員処遇改善加算についての説明

2015 年 3 月 18 日

日本医労連 米沢

○介護職員処遇改善加算（以下、処遇改善加算）とは

2012 年度の介護報酬改定で導入され、要件を満たす事業所が算定できる加算。加算額を賃金改善に充てることが原則。

（加算の方法は、サービスごとに加算率が決められ、サービスごとの総報酬に加算率を乗じて加算額を算定する方法）

※ 処遇改善加算の詳細については、添付の「介護職員処遇改善加算に関する要綱」をご参照ください。

※加算率については添付「処遇改善資料」の 3 枚目をご参照ください。

○2014 年度の報酬改定では、今までの加算に上乗せされた。

現行の処遇改善加算（Ⅰ）は新しい処遇改善加算（Ⅱ）に相当。

→現行で処遇改善加算（Ⅰ）を取得している事業所が新しい処遇改善加算（Ⅱ）を取得する場合は、要件の変更の必要は無し（届け出は必要）。

○処遇改善加算の要件

処遇改善加算取得の要件はキャリアパス要件（①及び②）と職場環境等要件（旧定量要件）がある。

※ 各要件については、介護職員処遇改善交付金（2009 年 10 月～2012 年 3 月実施）の時に示された要件と同じ。詳細については、添付「キャリアパス要件等 Q & A」の（P12 以降、特に問 15～17 まで）をご参照ください。

※ 処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）それぞれの取得に必要な要件については、添付「処遇改善資料」の 2 枚目をご参照ください。

○最新情報

3 月 17 日付で、「介護職員処遇改善加算に関する取扱い」が出されました。特に、重要と思われる部分はありませんでしたが、4 月から取得する場合には、4 月 15 日までに都道府県に届け出て、計画書や必要な添付書類は 4 月末までに提出すればよいとされています。

※介護職員処遇改善加算を取得すると利用料にも跳ね返ることになります。これに対して、組合員の中からも、利用者負担になる加算の取得を目指して良いのかという声が上がることがあります。そのほか、介護職員にしか対象にならないため、不団結になるといった声も聞かれます。指摘はその通りであり、問題であると考えています。だからこそ、医労連としては「国庫負担での処遇改善」、「介護職員以外への拡充」を求めています。しかし、それを理由として処遇改善加算を取得しないという理由にはできません。利用者に跳ね返るのは処遇改善加算だけではなく、他の加算も同様です。それを取得しないということになれば、賃下げ又は事業廃止となることは一目瞭然です。また、処遇改善加算を活用して介護職以外の賃金改善を図ることは技術的には可能です。これらの事は、応益負担である介護保険制度そのものの問題であり、日本医労連としては介護保険制度における国庫負担割合の大幅な引き上げを求めるなどして、今後も制度改善の運動を強めていきます。

以上